

石川県公報

令和 8 年 10 月 13 日
第 1 3 9 4 9 号（火曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		
○七尾市の区域内に新たに生じた土地の確認の届出 (市町支援課)	1	○国土調査の成果認証公告 (同) 4
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○入札公告 (警 察 本 部) 5
○保安林の指定の解除予定 (森林管理課)	2	教育委員会
○保安林の指定予定の通知 (同)	2	○博物館の登録 6
公 告		○令和 9 年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験 (追加募集) 公告 6
○石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表 (企 画 課)	3	監 査 委 員
○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	3	○包括外部監査 (令和 6 年度) の結果報告に基づいて講 じた措置の公表 9
○土地改良区の役員就任公告 (同)	4	○包括外部監査 (令和 7 年度) の結果報告に基づいて講 じた措置の公表 10

告 示

石川県告示第321号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、七尾市長から同市の区域内に次のとおり新たに土地が生じたことを確認した旨の届出があった。

令和 8 年 10 月 13 日

石川県知事 山 野 之 義

位 置	面 積
大田町111部 7、46、47、53の各地先公有水面埋立地	60, 860. 86㎡
大田町111部 6、7に各々隣接する堤とうである国有地の地先公有水面埋立地	

石川県告示第322号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和 8 年 10 月 13 日

石川県知事 山 野 之 義

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	製作会社・配給会社等名
映 画	永遠不埒の夜 快樂の惑い道	堂 ノ 本 組 〈 オ ー ピ ー 映 画 〉
〃	ハイスぺお姉さん 無防備な花園	小 関 組 〈 オ ー ピ ー 映 画 〉
〃	出会いの海 ただ交わっていたい	国 沢 組 〈 オ ー ピ ー 映 画 〉
〃	怪談 喰わせる人妻 しゃぶりつく淫魔	山 内 組 〈 オ ー ピ ー 映 画 〉

〃	BULLY ブリー (原題) BULLY	ツ イ ン (ア メ リ カ)
〃	穴場求人 どすけべ優遇いたします	森 田 組 < オ ー ピ ー 映 画 >
〃	マーターズ (原題) MARTYRS	O S O R E Z O N E (フ ラ ン ス、カ ナ ダ)
〃	性欲二股道 色々やっちゃいます	加 藤 組 < オ ー ピ ー 映 画 >
〃	ダイスド 戦慄のハロウィン (原題) DIE' CEDRELOADED	J I G G Y F I L M S (ア メ リ カ)
〃	夫婦いちり放題 不貞のご対面	渡 邊 (元) 組 < オ ー ピ ー 映 画 >
〃	乱れる人妻 男女不倫物語	菊 寫 組 < オ ー ピ ー 映 画 >
〃	時をかけるペンダント イッて、戻って、恋をして	小 泉 組 < オ ー ピ ー 映 画 >

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和 8 年 10 月 13 日

石川県告示第323号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 8 年 10 月 13 日

石川県知事 山 野 之 義

1 解除予定保安林の所在場所

鹿島郡中能登町芹川壺六甲 1 の 6、1 の 32、1 の 33、3 の 23（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第324号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 10 月 13 日

石川県知事 山 野 之 義

1 保安林予定森林の所在場所

加賀市山中温泉真砂町チ 8 の 1、ト 14 の甲 21、乙 6、山中温泉九谷町十一号 16、17

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 保安林予定森林の所在場所
白山市尾添ラ17の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表
国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第 1 項の規定により定めた石川県土地利用基本計画を変更したので、その要旨を次のとおり公表する。
なお、その関係書類は、石川県企画振興部企画課に備え置いて縦覧に供する。
令和 8 年 10 月 13 日

石川県知事 山 野 之 義

変更の要旨
石川県土地利用基本計画に表示する都市地域の一部変更

区 分	変 更 前		変 更 後	
	面 積	県土面積に対する割合	面 積	県土面積に対する割合
都市地域	104, 091ha	24. 9%	104, 097ha	24. 9%

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。
令和 8 年 10 月 13 日

石川県知事 山 野 之 義

河北潟干拓土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	福 井 一 浩	金沢市八田町中433番地	令和 8 年 9 月 8 日
〃	藏 本 徹 也	河北郡津幡町字加賀爪ル56番地10	〃
〃	奥 田 隆 幸	河北郡内灘町字ハマナス 1 丁目107番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和 8 年 10 月 13 日

石川県知事 山 野 之 義

河北潟干拓土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	増 村 一 秀	金沢市彦三町 2 丁目 12 番 24 号	令和 8 年 9 月 9 日
〃	奥 村 利 勝	河北郡津幡町字杉瀬イ 207 番地	〃
〃	秋 田 博 之	河北郡内灘町字鶴ヶ丘 4 丁目 1 番地 304	〃

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和 8 年 10 月 13 日

石川県知事 山 野 之 義

調 査 を 行 っ た 者 の 名 称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
金沢市	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 8 月 17 日まで	栗崎Ⅰ地区（その 2） （栗崎町へ、る、を、 ル、ホ及びヲの各一部） の地籍図及び地籍簿	金沢市（栗崎町へ、る、を、ル、 ホ及びヲの各一部）	令和 8 年 9 月 18 日
〃	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 8 月 24 日まで	栗崎Ⅰ地区（その 3） （栗崎町る、を、ホ、 ル及びヲの各一部）の 地籍図及び地籍簿	金沢市（栗崎町る、を、ホ、ル 及びヲの各一部）	〃
七尾市	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	七尾市西湊Ⅲ地区（小 島町ヌ、ル及び津向町 ハの各一部）の地籍図 及び地籍簿	七尾市（小島町ヌ、ル及び津向 町ハの各一部）	〃
加賀市	平成 28 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	加賀市（小塩町、宮町 及び深田町の一部）の 地籍図及び地籍簿	加賀市（小塩町、宮町及び深田 町の一部）	〃
〃	平成 19 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	加賀市（伊切町の一部） の地籍図及び地籍簿	加賀市（伊切町の一部）	〃
白山市	平成 29 年 7 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで	白山市坂尻地区（坂尻 町ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ヌの各一部）の地籍図 及び地籍簿	白山市（坂尻町ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ヌの各一部）	〃
〃	平成 30 年 7 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで	白山市曾谷Ⅰ地区（曾 谷町イ、ロ、ハ、ニ、 ホの各一部）の地籍図 及び地籍簿	白山市（曾谷町イ、ロ、ハ、ニ、 ホの各一部）	〃

〃	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	白山市美川永代Ⅲ地区 (美川永代町甲の一部) の地籍図及び地籍簿	白山市（美川永代町甲の一部）	〃
能美郡 川北町	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	川北町（川北町字中島 の一部）の地籍図及び 地籍簿	川北町（川北町字中島の一部）	〃

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 10 月 13 日

石川県知事 山 野 之 義

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約件名

深夜業務従事者健康診断に係る単価契約

(2) 内容

入札説明書による。

(3) 期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 11 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、令和 8 年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和 8 年 10 月 23 日（金）までに 5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和 8 年 10 月 27 日（火）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県警察本部庁舎 4 階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線 2213）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和 8 年 10 月 29 日（木）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和 8 年 10 月 29 日（木）午後 1 時 50 分

石川県警察本部庁舎 4 階 401 会議室

6 入札方法

入札金額は、1 (1)の業務 1 件当たりの単価額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第 29 号

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の博物館を博物館登録原簿に登録した。

令和 8 年 10 月 13 日

石 川 県 教 育 委 員 会

登 録 記 号 番 号	第 11 号
設 置 者 の 名 称	一般財団法人石川県県民ふれあい公社
設 置 者 の 住 所	金沢市袋島町南 193 番地
博 物 館 の 名 称	のとじま臨海公園水族館
博 物 館 の 所 在 地	七尾市能登島曲町 15 部 40 番地
登 録 年 月 日	令和 8 年 9 月 15 日

令和 9 年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験（追加募集）公告

教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 11 条の規定により、令和 9 年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験（追加募集）を次のとおり実施する。

令和 8 年 10 月 13 日

石川県教育委員会教育長 塩 田 憲 司

令和 9 年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験（追加募集）実施案内

石 川 県 教 育 委 員 会

1 目的

石川県立高等学校の教員を志願する者について、その採用に当たっての選考資料を得ることを目的とする。

2 受験区分・教科及び採用見込数

受 験 区 分 ・ 教 科		採用見込数
高等学校教諭等	農業	若干名

（注）この案内において、「教諭等」とは、教諭及び任用の期限を付さない常勤講師（日本国籍を有しない者に限る。）とする。

3 受験資格等

受 験 資 格	試 験 内 容
次のアからウまでを全て満たす者 ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者 イ 高等学校の教育職員普通免許状（農業）を有する者又は令和9年3月31日までに取得する見込みの者 ウ 昭和42年4月2日以降に生まれた者	・筆記試験 （教科専門） ・適性検査 ・面接試験 （模擬授業及び個人面接）

4 試験期日及び試験会場

試 験 区 分	教 科	試験期日	試 験 会 場
筆 記 試 験 適 性 検 査 面 接 試 験	農 業	令和8年11月22日（日）	石 川 県 庁

5 試験の内容等

試験区分	内 容 等 (受 験 の 方 法)
筆 記 試 験 (教科専門)	・選択肢問題で実施
面 接 試 験	・模擬授業及び個人面接

6 試験の日程

試 験 日	9 ・ 30	9 ・ 50	10 ・ 00	11 ・ 00	11 ・ 30	12 ・ 00	13 ・ 00
11月22日（日）	受付	諸注 意等	筆記試験 (教科専門)	休憩	適性 検査	昼食	面接試験 (模擬授業及び個人面接)

7 出願手続

インターネットによる電子申請

石川県公立学校「教員募集」ホームページの「追加募集（高校農業）」から、「令和9年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験（追加募集）出願」（石川県電子申請システム）にアクセスし、指示に従い申請すること。

令和8年10月15日（木）10時から同年10月31日（土）23時までに申請が完了したものを有効とする。

（注）・郵送又は持参による出願の受付は、原則として行わない。

- ・やむを得ずインターネットによる出願ができない方は、令和8年10月26日（月）までに教職員課教員採用担当へ問い合わせること。
- ・出願にあたっては、石川県電子申請システムの申請用アカウント（Graffer アカウント）の登録が必要である。石川県電子申請システムにアクセスし、「新規アカウント登録」ボタンから、登録すること。アカウント登録には、各自のメールアドレスが必要である。
- ・出願の受理等については、電子メールで連絡する。システムから送信されるメールを受信することができる

よう、「@mail.graffer.jp」のドメインから送付されるメールの受信許可設定を行うこと。

- ・使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わないので、余裕をもって出願すること。

インターネットによる電子申請出願の手順等についての詳細は、石川県公立学校「教員募集」ホームページに掲載する出願ガイドを確認すること。

8 試験当日の携行品

試験当日の携行品は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 受験票（各自でダウンロードし、A 4 用紙にカラー印刷したもの）② 筆記用具③ 黒色の 0.5mm のボールペン（水性・油性のどちらでも可）④ 連絡用封筒 1 枚（下記(2)参照） |
|---|

(1) 受験票のダウンロード及び印刷について

受験票は、令和 8 年 11 月 12 日（木）までに石川県電子申請システムで配信する。ダウンロードできる状態になると、登録された連絡先メールアドレスに「受験票発行通知メール」が送られるので、各自、石川県電子申請システムにログイン後、「交付物」画面から受験票をダウンロードすること。試験当日は、A 4 用紙にカラー印刷した受験票を持参すること。

（注）・「受験票」に受験番号・氏名等が表示されていることを確認の上、印刷すること。

- ・プリンターなどの印刷機器がない場合は、コンビニエンスストアのプリントサービス等を利用すること。
- ・令和 8 年 11 月 18 日（水）までに「受験票発行通知メール」が届かない場合は、教職員課採用担当まで問い合わせること。なお、メールが届かない場合でも、石川県電子申請システムにログイン後、「交付物」画面から受験票等をダウンロードできる場合は、問い合わせる必要はない。

(2) 連絡用封筒の提出について

選考結果通知書を簡易書留で郵送するので、長形 3 号（235mm×120mm）の封筒に宛先（郵便番号・住所）及び宛名を明記し、460円分の切手を貼ること。

9 選考及び選考結果等

(1) 選考について

選考に当たっては、「石川県が求める教師像」にある、教師としての資質をバランスよく備えている者を採用するため、必ずしも知識の量のみにとらわれず、教育者としての使命感、豊かな体験に裏打ちされた指導力などの人物評価を重視し、総合的な視点に立って判定を行う。

また、選考基準及び選考試験配点表は、石川県公立学校「教員募集」ホームページの「追加募集（高校農業）」で公表している。

(2) 選考結果の通知

令和 8 年 12 月 4 日（金）に選考結果通知書を本人あて発送する。また、同日午後 3 時から、採用候補者の受験番号を石川県教育委員会ホームページに掲載する。

10 採用

(1) 採用候補者のうち、採用内定を承諾した者が採用候補者名簿に登録される。採用は、採用候補者名簿登載者の中から行う。

(2) 採用候補者の名簿登載期間は、令和 9 年度限りとする。

(3) 令和 8 年 12 月 25 日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、今後、こどもと接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる。また、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要がある。このため、採用手続き等の過程において、書面等により特定性犯罪の前科の有無を確認する。なお、確認の結果、前科があることが判明した場合は採用しないことがある。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第 2 条第 7 項及び第 8 項を参照すること。

(4) 受験資格の要件が満たされない場合や教員としての適格性を欠く事実が明らかになった場合には、採用候補者

名簿から削除される。

11 給与等の待遇

(1) 初任給

令和 8 年 4 月採用の大学卒の初任給は、校種を問わず 266,200 円である。初任給は、給料月額、教職調整額、義務教育等教員特別手当を合わせた金額である。なお、学歴、職歴などに応じて所定の額が加算される。

初任給及び加算額は、人事委員会勧告に基づき改定されることがある。

(2) 昇給

原則として毎年 1 回行われる。

(3) 諸手当

期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当等が、それぞれの支給条件に応じて支給される。

12 その他

(1) 試験会場及び試験会場までの交通機関

試験会場及び電話番号	所在地及び交通機関
石川県庁	〒920-8575 金沢鞍月 1 丁目 1 番地
電話番号 (076) 225-1823 (教職員課直通)	J R 金沢駅から 北鉄バス金沢港口（西口）乗り場 6 番 「県庁前」で下車

(注)・時計は、各自準備すること（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー、大型のものは不可）。

・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末等の電子機器類は、会場内に入る前に、必ずアラームの設定を解除し電源を切っておくこと。試験会場内での電子機器等の使用は固く禁ずる。

(2) 出願及び受験についての問合せ先

〒920-8575 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県教育委員会事務局教職員課

電話番号 (076) 225-1823 (直通)

監 査 委 員

包括外部監査（令和 6 年度）の結果報告に基づいて講じた措置の公表

令和 7 年 3 月 28 日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 13 日

石川県監査委員	室	谷	弘	幸
同	吉	田		修
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

1 公表の範囲

令和 6 年度包括外部監査（過年度の包括外部監査に対する措置状況について）の結果に基づき石川県知事が講じた措置について、石川県知事から通知を受けた事項

2 公表の概要

令和 6 年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

所 属	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
生産振興課 ・管財課	(公有財産台帳価格改定要領に基づく取扱) 温度を一定に保つ機能を失った温室は、公有財産台帳価格改定要領に規定する「価格が当該建物の老朽化等により著しく不適当であると認められるとき」に当たるため、要領に基づき価格を修正すべきである。	管財課と生産振興課で協議し、機能していない設備分の評価額減額と名称変更を行った。

畜産振興・ 防疫対策課	(時効で消滅した県の公債権の処理) 時効が完成し、消滅した公債権7,265千円が県の歳入歳出決算書上、「収入未済額」として繰り越され続けている。時効で消滅した債権の不納欠損処理をいつ行うかの明確な定めはなく、規定等に反した対応ではないが、消滅した債権を、歳入の可能性がある「収入未済」として繰り越し続ける対応が適切とはいえない。不納欠損処理すべきである。	令和7年度に、公債権7,265,854円の不納欠損処理を実施した。
----------------	--	-----------------------------------

包括外部監査（令和7年度）の結果報告に基づいて講じた措置の公表

令和8年3月30日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年10月13日

石川県監査委員 室 谷 弘 幸
同 吉 田 修
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

1 公表の範囲

令和7年度包括外部監査（貸付金（関連する未収金を含む）及び債務保証・損失補償に関する事務の執行について）の結果に基づき石川県知事が講じた措置について、石川県知事から通知を受けた事項

2 公表の概要

令和7年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

所 属	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
産業政策課	（「財産に関する調書」と「貸付金明細」の不整合） 成長戦略ファンド事業資金貸付金について、県HPで公開している「財産に関する調書」と、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。	「財産に関する調書」と「貸付金明細」が整合するよう、正しい数字に修正を行った。
少子化対策 監室	（「財産に関する調書」と「貸付金明細」の不整合） 母子父子寡婦福祉資金貸付金について、県HPで公開している「財産に関する調書」と、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。	「財産に関する調書」と「貸付金明細」が整合するよう、正しい数字に修正を行った。
教育政策課	（「財産に関する調書」と「貸付金明細」の不整合） 育英資金貸付金について、県HPで公開している「財産に関する調書」と、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。	「財産に関する調書」と「貸付金明細」が整合するよう、正しい数字に修正を行った。
森林管理課	（「財産に関する調書」と「貸付金明細」の不整合） 林業・木材産業改善資金貸付金について、県HPで公開している「財産に関する調書」と、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。	「財産に関する調書」と「貸付金明細」が整合するよう、正しい数字に修正を行った。

厚生政策課	（「財産に関する調書」と「貸付金明細」の不整合） 介護福祉士等修学資金貸付金について、県HPで公開している「財産に関する調書」と、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。	「財産に関する調書」と「貸付金明細」が整合するよう、正しい数字に修正を行った。
経営支援課	（「財産に関する調書」と「貸付金明細」の不整合） 新繊維工業構造改善事業資金貸付金について、県HPで公開している「財産に関する調書」と、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。	「財産に関する調書」と「貸付金明細」が整合するよう、正しい数字に修正を行った。
地域医療政策課	（「財産に関する調書」と「貸付金明細」の不整合） 国民年金特例給付資金について、県HPで公開している「財産に関する調書」と、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。	「財産に関する調書」と「貸付金明細」が整合するよう、正しい数字に修正を行った。
農業経営戦略課	（「財産に関する調書」と「貸付金明細」の不整合） 農業改良資金貸付金について、県HPで公開している「財産に関する調書」と、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。	本債権は令和 6 年度中に全額回収し、完結済であるが、今後、「財産に関する調書」及び「貸付金明細」を作成する際、年度末残高と貸付金残高の照合を行い、整合性のチェックを行う。
農業経営戦略課	（債権管理簿の作成） いしかわ農業参入支援ファンドについて、県財務規則で定める債権管理簿が作成されていないため、作成すべきである。	県財務規則で定める債権管理簿を作成した。
厚生政策課	（債権管理簿の作成） 社会福祉事業振興資金貸付金について、県財務規則で定める債権管理簿が作成されていないため、作成すべきである。	県財務規則で定める債権管理簿を作成した。
地域医療政策課	（債権管理簿の作成） 中央病院運転資金について、県財務規則で定める債権管理簿が作成されていないため、作成すべきである。	県財務規則で定める債権管理簿を作成した。
農業経営戦略課	（必要な調査検討のない消滅時効の完成） 連帯保証人 E に対する請求権について消滅時効を完成させているが、必要な調査検討を行ったとはいえない。 連帯保証人 E へ法的措置を行わなかった理由を担当課に確認したところ、E から、別の連帯保証人 C が「自分が全額返済する」と担当課に話していたことを挙げているが、C にその旨の確認をせず、また C から確実に回収できる見込みが立っていたわけでもない。今後は必要な調査検討を行い、その判断の妥当性が確認できるよう調査検討結果を残すべきである。	本債権は令和 6 年度に全額回収し、完結済であるが、今後は、債務者や連帯保証人の協議結果に係る文書を作成するとともに、事実確認を行えるものは根拠を調査する。

農業経営戦略課	（必要な調査検討のない消滅時効の完成） 連帯保証人Dに対する請求権について消滅時効を完成させているが、必要な調査検討を行ったとはいえない。 積極的な督促を行わなかった理由について担当課に確認したところ、Dには年金以外に収入がないと推測されること、別の連帯保証人Cと返済協議を行っていることを挙げているが、Dの収入・資産を調査確認した形跡は見当たらず、Cとの具体的な合意の見通しも立たないままDに対する消滅時効を完成させていた。 今後は必要な調査検討を行い、その判断の妥当性が確認できるよう調査検討結果を残すべきである。	本債権は令和6年度に全額回収し、完結済であるが、今後は、債務者や連帯保証人の協議結果に係る文書を作成するとともに、事実確認を行えるものは根拠を調査する。
農業経営戦略課	（「財政のあらまし」の貸付金が過少計上） 財務諸表の根拠資料となる「貸付金の明細」の入力誤りにより、財務諸表上、3,130,300 千円の貸付金が過少計上となった。今後同様の入力誤りが生じないよう留意すべきである。	担当者以外の入力内容の確認体制を構築するなど、今後同様の入力誤りが生じないよう留意する。
農業経営戦略課	（連帯保証人の自己破産に関する事実確認） 連帯保証人より、自己破産した旨告げられたにもかかわらず、その事実を確認していない。自己破産したか否かは債権管理及び回収のために極めて重要な事実であるから、確認すべきである。	本債権は令和6年度に全額回収し、完結済みであるが、今後は、債務者や連帯保証人の協議結果に係る文書を作成するとともに、事実確認を行えるものは根拠を調査する。
環境政策課	（外郭団体を介した基金の運用） 平成13年度から基金の資金の大部分を県民エコステーションへ貸し付け、エコステーションでは全額を県債で運用し、運用益はエコステーションの運営費に充てられている。 上記の運用益は実質的に制約のない補助金であり、適切でない。事業費の補助が必要であれば、補助金交付要綱等を作成し、それに従い補助を行うべきである。	外郭団体を介した基金の運用を取りやめた。基金運用益を財源として充当していた運営費相当額については、当面の間、内部留保により対応することとし、今後、中長期的な視点から収支構造の見直しを行い、財政運営の均衡確保に努めていく。
地域医療政策課	（分割返済者からの返済額の充当順序誤り） 分割返済者からの回収額を元本充当する処理を行っているが、民法489条に従い利息充当すべきである。この誤りにより決算書上の貸付金が3,600千円過少計上となっているため、修正すべきである。	令和7年度末以降の債権残高は、正しい充当順位で計算し、処理することとした。
地域医療政策課	（分割返済者に対する利息免除の法的根拠が不明） 分割返済者に対して利息の裁量免除を行っているが、免除に関する通知書が存在していない。今後は条例等に従って適切な対応を行うべきである。	今後、債務の裁量免除を行う場合には、免除に関する通知書を発行する。
少子化対策監室	（債権残高の定期的な照合） 債権管理システムと財務会計システムの貸付金残高を年に1回照合しているが、出納整理期間の影響で3月末日の貸付金残高にズレが生じている。ズレが生じることは当然であるが、当該ズレが妥当なものかどうか検証されていない。 残高の整合性について定期的に照合すべきである。	債権管理システムと財務会計システム双方における残高を半年に一度照合することとし、令和8年3月31日時点で照合を行った。

農業経営戦略課	（消滅時効期間の検討不足） 貸付金の消滅時効について、商法が適用され、時効期間が 5 年とされる可能性があったにも関わらずその検討をした形跡がない。本件においては結局旧民法の規定により 10 年であり、結論は誤っていないが、消滅時効期間については個別に検討を行うべきである。	今後、貸付で延滞が発生した場合に備え、債権ごとに消滅時効の検討に係る文書を作成し、消滅時効期間を確認することとした。
農業経営戦略課	（連帯保証人の相続調査の未実施） 連帯保証人が死去した後も長期間相続調査が行われていない。主債務者や連帯保証人が死去した場合、債務は相続の対象となるため、相続人がだれなのか、相続人が相続放棄をしたか否かの確認は必須であるが、県が調査を行ったのは最終弁済日（平成 20 年）から 10 年以上が経過した令和 3 年であった。明確な時効更新措置が取られるべきであることを考慮すれば、遅くとも平成 30 年頃までには相続調査を完了しておくべきであった。	本債権は令和 6 年度に全額回収し、完結済であるが、今後、債務者や連帯保証人が死去した場合は、相続調査を実施し、相続者がいる場合は、債務承認をとる。
地域医療政策課	（資金不足比率を下げるためなどの貸付の実施） 平成 4 ～平成 7 年度に、中央病院及びこころの病院の各地方公営企業会計の資金不足比率を低くするためなどに行われた貸付約 3.9 億円は、適切な対応と言い難い。今後、資金不足等に陥った際には、資金不足解消のための計画を策定・推進する等、適切な対応を行うべきである。	指摘の趣旨を踏まえ、今後、資金不足等が生じた際には、計画的な解消措置を行うこととする。